

## 城ノ橋地区における武家屋敷地の変遷 その2

—福井城下の武家地の研究 その23—

伊豆蔵 庫喜\*・吉田 純一\*\*

### The Change of the Samurai's premises in *Jyonohashi*-area, part2

—A Study on the Samurai's premise of the Fukui Castle Town, Part23—

Kouki IZUKURA, Junichi YOSHIDA

This paper considers the change of the samurai's premises in *Jyonohashi*-area referring to the 'FUKUI JYOKA-EZU'. The west side premises in *Jyonohashi* left the tradesmen ground of SHIBATA Era for the Keicho years and were done allotment of the premises. There were many premises substitutes of the west side premises in *Jyonohashi* soon after 'TADAMASA' migrated to Fukui Castle Town in the beginning of Kanei Era. The allotment of the premises remained its west side premises from Manji 2 till the late Edo period. In the west side premises of the *Jyonohashi*, most premises were samurai residences through the Edo Era. The west side premises were different from the east side, which changed greatly twice after Jokyo 3 and after Kyoho 6.

**Keywords** : 城ノ橋、屋敷割、屋敷替え、武家屋敷地、町人地、地方地

#### 1. はじめに

本研究は『松平文庫』所蔵の江戸時代を通して武家地の屋敷割や居住者がわかる8図の城下絵図<sup>1)</sup>を用いて、江戸初期から幕末までの武家屋敷地の変遷について検討する。前稿<sup>2)</sup>では福井城下の中でも特に変動が激しかった城ノ橋地区(以下、城ノ橋)を取り上げ、江戸初期から幕末までの通りや敷地数の推移について報告した。

その結果、城ノ橋は慶長18年(1613)までに屋敷割されて東西方向に5筋、南北方向に15筋の通りが設けられていたこと、慶長18年以降の屋敷割は南北方向に敷地が並ぶタテ町型<sup>3)</sup>であったこと、貞享3年(1686)の大法<sup>4)</sup>以降に北側から東側にかけての武家屋敷地の大半が地方地に替わったこと、享保6年(1721)以降の松岡藩士の移住<sup>5)</sup>で新しく屋敷割された新屋敷町はヨコ町型<sup>6)</sup>に変化したこと、敷地数は慶長期の289筆が大法後に一旦は110筆に激減したが、慶応には294筆に戻ったことなどを指摘した。

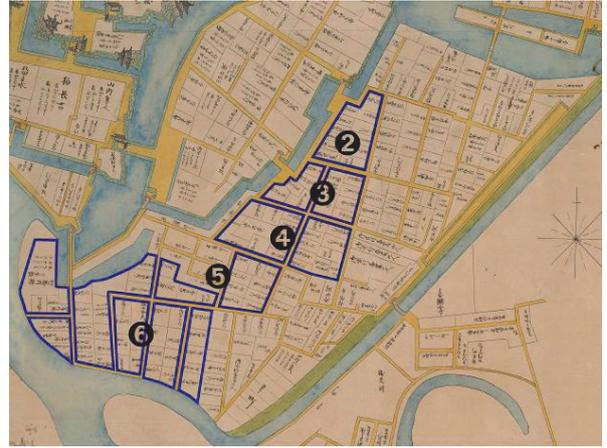
本稿はその続報で、貞享の大法後に地方地や空き地にならなかった城ノ橋の中央から西側にかけての武家屋敷地、すなわち城ノ橋町や東光寺町、小道具町<sup>7)</sup>における江戸初期から幕末までの屋敷割の変化や屋敷替えについて考察する。

---

\* テクニカルサポートセンター \*\* 建築生活環境学科



1. 慶長18年以前(～1613)



2. 万治2年大火前(1659)



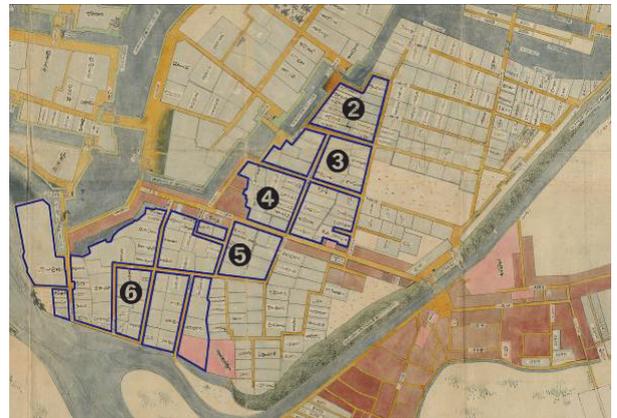
3. 寛文9年の大火前(1669)



4. 貞享2年(1685)



5. 正徳4年(1714)



6. 安永4年(1775)



7. 文化8年(1811)



8. 慶応年間(1865～67)

図1 城下絵図にみる城ノ橋の武家屋敷地 (城下絵図はすべて『松平文庫』より)

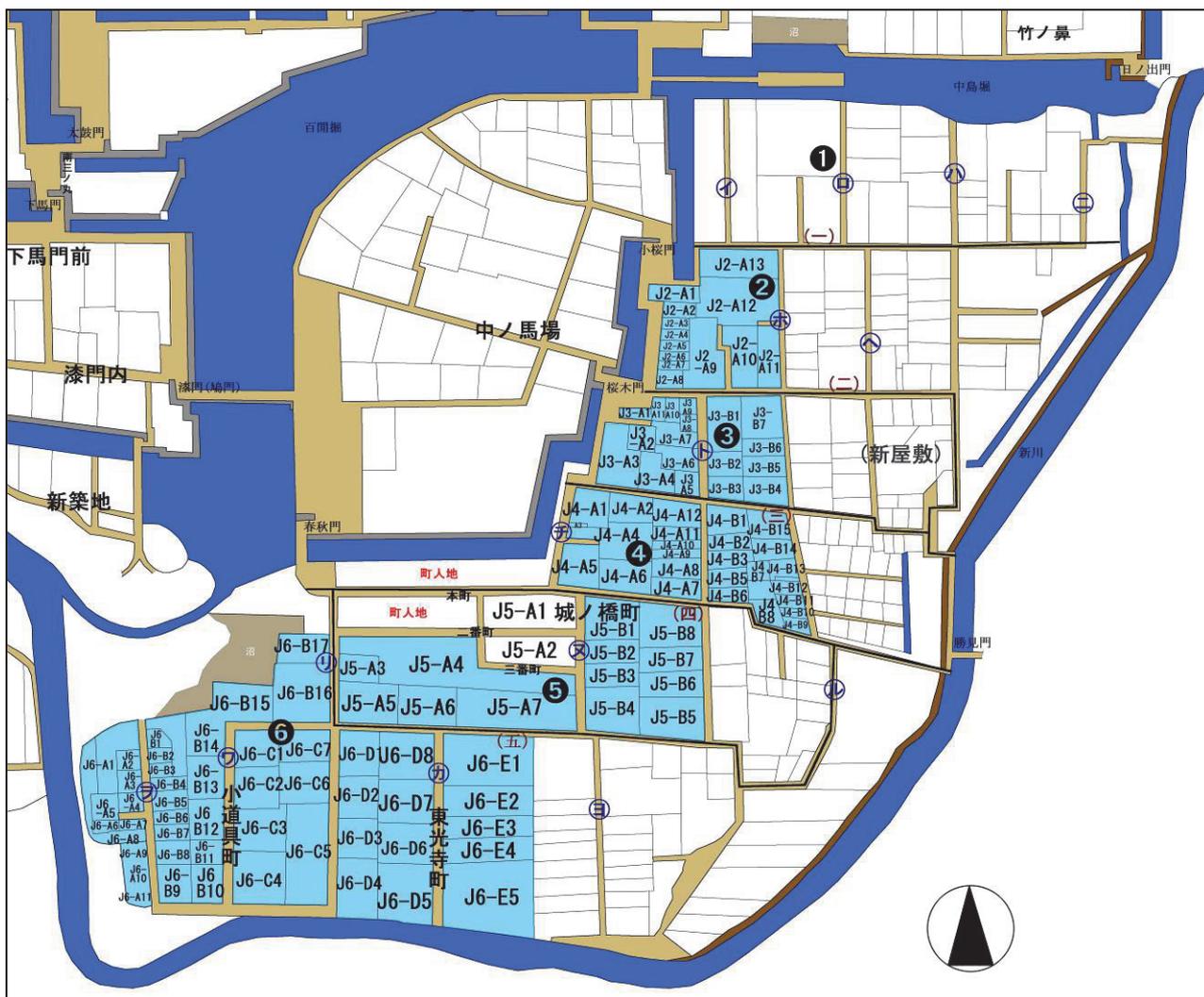


図2 慶長18年以前の城ノ橋の屋敷割

## 2. 城下絵図にみる城ノ橋の屋敷地(西側)

慶長18年～慶応年間(1865～67)までの8図にみられる城ノ橋の屋敷地を示したものが図1で、これらの屋敷地に記されている居住者や藩役所の変遷を年代別にまとめたものが表1である。

図2は8図のなかで最古の慶長18年以前の『北之庄城郭図』(図1-1)の屋敷割を書き起こしたもので、本稿で対象としている城ノ橋の中央から西側にかけての屋敷地を青色で示し、各屋敷地に記号・番号を付した。図2に付した屋敷地の記号・番号は表1と対応している。なお、表1についても今回対象にする屋敷地は青色で囲んでいる。

本稿で述べる屋敷地は、前稿で区割した②～⑥区の武家屋敷地を5区画に分け、さらに南北方向の通り(㊶～㊸)を境に西からA～G区の7区に細かく区分した<sup>8)</sup>。例えば、J2-A1は②区の西端の屋敷地を指し、J5-B8は⑤区の中央部の屋敷地を示している。

図表に記した地区の番号(②～⑥)や通りの番号(一～五)、記号(㊶～㊸)は筆者が便宜上付けたものである。

表1 各時代における武家屋敷地の居住者と藩役所(城ノ橋)

\*: 本稿で対象の武家屋敷地 青色, 地方地 黄色, 寺社地 赤色, 河原・沼・畑 緑色, 町人地 赤色

区画	屋敷地番号	年代					安永4年(1775)	文化8年(1811)	慶応年間(1865~67)
		慶長18年(1613)	坪数(坪)	万治2年(大火前)(1659)	寛文年間(大火前)(1691~72)	貞享2年(1685)			
①	S1-A1	杉浦宋十郎 御小人衆	986	空き地 *1 荒川七左衛門 土屋三右衛門 津田源之丞	方中 *2 荒川七左衛門 御中房 津田源之丞		花月与右衛門 津田源之丞	村上喜内 村口喜作 林 菅田 荒川源六	永見多門 村田彦衛門 林鉄連 菅田十左衛門 堀七太夫
	S1-B1	藤山小右衛門 御小人衆	990	*1と同じ 空き地 小栗 小寺理右衛門	*2と同じ 鹿立源兵衛 小栗勘兵衛 小寺理右衛門		鈴木加兵衛 加藤長右衛門 平塚津右衛門	前田彦次郎 前田 福田 松山利右衛門 波々伯部平六郎 上坂藤太夫	前田儀兵衛 福田甚三郎 小川常太郎 吉岡雅能 武田平右衛門 武田三十郎
	S1-B2	大見彦三郎	828	森宋右衛門 川津十右衛門	森勘右衛門 川津十右衛門	森宋右衛門 川瀬次郎三郎	地方	前田 松山利右衛門 波々伯部平六郎 上坂藤太夫	前田儀兵衛 福田甚三郎 小川常太郎 吉岡雅能 武田平右衛門 武田三十郎
	S1-B3	須藤六右衛門	195	桑原小十郎	桑原小十郎	日下部長左衛門	地方	皆嶋	皆嶋次右衛門
	S1-B4	御小人衆	54	飯沼官兵衛	飯沼官兵衛	遠藤五左衛門	地方	中村	中村六三郎
	S1-B5	御小人衆		野本次郎左衛門	野本次郎左衛門	野本次郎左衛門	地方	半井沖庵 加藤長藏	半井伊庵 門野野雄盛
	S1-C1	大見四郎左衛門		福垣安右衛門	福垣安右衛門	山内小太郎 *3	地方	波々伯部 菅田	波々伯部六 菅田
	S1-C2	嶋田右京		大町吉左衛門	大町吉左衛門	大町吉左衛門	地方	原原丞助 上月久三郎	原原丞助 上月操
	S1-C3	大屋源右衛門	364	矢野五ノ助	矢野五ノ助	矢野権平	地方	岡部 上月久三郎	岡部義次 上月操
	S1-C4	矢野五右衛門	392	加藤弥兵衛	加藤重兵衛	本庄長三郎	地方	今村権右衛門	長谷部 野坂源右衛門
	S1-C5	木暮金藏	276	本庄三右衛門	本庄三右衛門	本庄長三郎	地方	長谷部 野坂源右衛門	長谷部 野坂源右衛門
	S1-C6	高菜清右衛門		小笠原理太夫	小笠原理太夫	小笠原理兵衛	地方	安川	安川弥三右衛門
	S1-C7	発味庵	320	荒川清左衛門	荒川清左衛門	荒川三郎太夫	地方	小川 左衛門	小川六太夫
	S1-C8	小寺国書		福垣傳七	福垣傳七	*3と同じ	地方	伴源四右衛門	横井 横井
	S1-D1	妹尾清左衛門	121	吉川庄右衛門	吉川庄右衛門	あこ 羽嶋藤兵衛	地方	平岡平兵衛	村上 村上武右衛門
	S1-D2	岩井喜兵衛	135			山中 御土屋敷	地方	横井勘十郎	神戸 神戸六左衛門
	S1-D3	佐久間	110	地子		久味 御土蔵屋敷	地方	片山与三衛門	片山 片山栄ノ進
	S1-D4	矢田四郎左衛門	110			栗原傳七	地方	加藤 堀丈左衛門	河津善太夫 堀平太夫
	S1-D5	長岡新右衛門 同心	231	歎喜院	歎喜院	歎喜院	白山堂	白山堂	白山堂
	S1-D6	長岡新右衛門	540	森勘太夫	森勘太夫	森勘兵衛	地方	藤波与八郎 樋口与十郎	柳下小十郎 平瀬儀次
S1-D7	長岡新右衛門 同心	200	佐久間猪右衛門 与力・足輕	佐久間猪右衛門 与力・足輕	萩野治郎左衛門	地方	多喜田五兵衛 田辺奥右衛門	牧野方右衛門 田辺源太左衛門	
S1-D8	赤堀又兵衛	130				地方	川崎四郎右衛門	川崎久太郎	
S1-D9	田上五衛門	130	松井甚五左衛門	松井甚五左衛門		地方	吉田源四郎	祐植 祐植常太郎	
S1-D10	生田善右衛門	130	笠原新五衛門	笠原新五衛門	栗原傳七	地方	スズキ末四郎	岡田 岡田太夫	
S1-D11	富岡源右衛門 同心 三十人分		佐久間猪右衛門 与力・足輕	佐久間猪右衛門 与力・足輕	竹沢次兵衛 高橋吉兵衛	地方	磯野新彦 伊藤勘八	山田延次 宇佐美善平 中村盛次郎	
S1-D12	和田佐右衛門	180	エンセウ藏		中山六之介	地方	関 林左五太夫	関良太夫 岡田太夫	
S1-D13	富岡源右衛門 同心	392	大井田角右衛門 与力	水野清兵衛	波々伯部角兵衛 与力十一軒	地方	煙硝クラパン	煙硝蔵番 煙硝蔵番 三人	
S1-E1	岡谷隼人 同心	1200	上月八郎左衛門 与力		日比野七郎左衛門 与力五軒 御中間 五軒 大間助左衛門 与力九軒 大間助左衛門 与力九軒 日比野七郎左衛門 与力五軒 波々伯部角兵衛 与力十軒	地方	(通り)	(通り)	
S1-E2	富岡源右衛門 同心	2400	大井田角右衛門 与力			地方	ワカ十郎兵衛	岡 岡健藏	
②	J2-A1	鷹匠衆 五人分	280	中野宋太夫	中野宋兵衛	中野惣兵衛	中野治五右衛門	山田源五左衛門	山田 山田頼之助
	J2-A2	細田甚左衛門	323			御屋敷	皆嶋権右衛門	嶋津次太夫	島津 嶋津次太夫
	J2-A3	戸祭半七	224	大里万右衛門	大里万右衛門		中村源右衛門	中村源右衛門	岡崎恒之助
	J2-A4	松下仁右衛門	56	那須源十郎	那須源十郎		中村源右衛門	中村源右衛門	岡崎恒之助
	J2-A5	沖次郎兵衛	126	平井源兵衛	平井源兵衛	磯貝市之助	多賀谷左衛門	堀江次郎兵衛	稲谷 稲谷雄藏
	J2-A6	多力や次平	112	渡十兵衛	渡十兵衛	天野惣八	丹波与左衛門	市嶋傳右衛門	市島 市島源五郎
	J2-A7	小坂主税	238	築田右太夫	築田右太夫	津田八右衛門	石原平右衛門	石原拾郎	奈良 奈良元作
	J2-A8	柳田惣負	140						
	J2-A9	鷹匠衆 十九人分		小栗勘太夫	小栗勘太夫	小栗惣太夫		ニツラ左門	坂野 坂野社九郎
	J2-A10	鷹匠衆		小栗勘太夫	小栗勘太夫	小栗惣太夫			
	J2-A11	御領指衆		小栗次太夫	小栗次太夫	嶋田治太夫	伊藤六郎右衛門	伊藤官兵衛	戸枝 戸枝彦作
	J2-A12	御鷹師衆		多賀谷三郎左衛門	多賀谷三郎左衛門	戸祭儀右衛門	日下部権六	高屋	猪子次右衛門 高屋善ノ丞
	J2-A13	小倉甚左衛門	285	津田新兵衛	津田新兵衛	津田新兵衛	香西治右衛門	中村	中村操
	S2-B1	奥村相ノ丞	340	下山五郎太夫	下山五郎太夫	下山半左衛門		浅井亦右衛門	大造寺 大造寺孫九郎
	S2-B2	磯山新右衛門	260	吉田五右衛門	吉田五右衛門	吉田五左衛門		徳川林左衛門	徳川 徳川林左衛門
	S2-B3	西川又兵衛	260	成田五左衛門	成田五左衛門	伴市太夫		園田七ノ助	園田 園田豊ノ助
	S2-B4		162	岡島加左衛門	岡島加左衛門	岡島権左衛門		園田七ノ助	園田 園田豊ノ助
	S2-B5	落合庄九郎	252	藤田清兵衛	藤田清兵衛	下山八郎兵衛		伊藤新五兵衛	大久保 大久保二太
	S2-B6	森本吉藏	306	水野藤右衛門	水野藤右衛門	真杉藤左衛門		本多忠右衛門	伊藤 伊藤又太郎
	S2-B7	水谷織部	557	千本弥五左衛門	千本弥五左衛門			山田	山田儀左衛門
S2-B8	花塚藤十郎	115	金子市左衛門	金子市左衛門			河村	河村重藏	
S2-B9	中本新兵衛		川合四郎左衛門	川合四郎左衛門			堀	堀他馬	
S2-B10	朝比奈金兵衛 河部勘太夫						サノウチ半兵衛	佐野内 佐ノ内半衛門	
S2-B11	山上甚左衛門	328	本多武兵衛	本多武兵衛	本多武兵衛		藤田傳藏	滝沢 滝沢平太	
S2-C1	平賀源左衛門	352	秋間加右衛門	秋間加右衛門			田川角左衛門	三沢 三沢勘左衛門	
S2-C2	山源弥一郎	308	川合四郎左衛門	川合四郎左衛門			野浅彦十郎	園分 園分三弥	
S2-C3		220	川合四郎左衛門	川合四郎左衛門			一柳	一柳新九郎	
S2-C4	籠新右衛門	264	黒川伊左衛門	黒川伊左衛門			高久小四郎	堀 堀又右衛門	
S2-C5	東江喜兵衛	264	海福一郎左衛門	海福一郎左衛門			跡部	跡部又八	
S2-C6	菅谷小平太	378	馬淵助左衛門	馬淵助左衛門			波々伯部小太夫	堀 堀助左衛門	
S2-C7							市村	市村三右衛門	







### 3. 各時代における城ノ橋の屋敷地(西側)の様相

#### 3.1 慶長18年以前(図1-1)

慶長18年以前の武家屋敷地は通り沿いに配され、南北方向に屋敷地が並ぶタテ町型である。城ノ橋の西側の屋敷地は、②区が13筆、③区が18筆、④区が26筆、⑤区が12筆、⑥区が49筆で、5区全体で108筆ある。これらの坪数は100坪代が20筆で最も多く、次いで200坪代と300坪代がともに19筆ある。しかも、200坪以下が29坪あり、近隣の天草町や永平寺町の屋敷地と比べても小さめである。500坪を超えるのは8筆のみで、最大は786坪である<sup>9)</sup>。

居住者をみると、②～⑥区とも屋敷地の大部分を武家屋敷地が占めている。しかし、②区の5筆(J2-A1・A9～A12)と③区の1筆(J3-A1)は鷹匠衆や餌指衆の屋敷地である。一方、⑤区の北側は町人地(J5-A1～A2・A4)がみられる。藩祖秀康による城下建設の際、町人地はすべて外掘の外に移しているが、ここは町人と農民が混在していた柴田時代の城ノ橋村の一部が残ったものである<sup>10)</sup>。

また、⑥区の西端は河原や沼が広がっており、さらに西側の屋敷地(J6-A1～B10)のほとんどが畑や空き地である。したがって、⑥区の西側一帯は、慶長18年時にはまだ居住区として整備されてなかった可能性が高い。

#### 3.2 万治2年大火以前(図1-2)

万治2年(1659)の大火前の図1-2をみると、敷地の大きさや形状にバラツキがあった②区と③区の屋敷地はほぼ均等になり、5区全体の通りや屋敷割も整備されている。特に⑥区の西端が大きく変わり、慶長期の河原や沼地が通りや屋敷地に変ったのをはじめ、畑(J6-A1)や空き地(J6-A2～J6-B10)が合筆して武家屋敷地になっている。屋敷割の変化は、他に③区の10筆(J3-A4～J3-B2)や④区の4筆(J4-B9～B12)がそれぞれ隣地と合筆したように、②～⑥区においても合筆が多く、敷地数も100筆に減っている。

慶長18年以降の屋敷替えは、5区全体で94件あり、②区(12筆)と③区(11筆)はすべての居住者が替わっている。なかでも②区のJ2-A1・J2-A9～A12と③区のJ3-A1に住んでいた鷹匠衆や餌指衆は万治2年の大火前までに城下東北隅に成立した鷹匠町や餌刺町に移ったと思われる<sup>11)</sup>、その跡は中野宋太夫や小栗勘太夫ら6士の屋敷地になっている。④区と⑤区の屋敷替えの大半が武家同士のものである。但し、⑤区の北側にある町人地(J5-A1～A2・A4)は慶長期の状態のまま存続しているが、町名が本町から長濱町に変わり、範囲も漆ヶ淵付近まで延びている<sup>12)</sup>。

屋敷割の変化が激しかった⑥区は38件屋敷替えしている。慶長期は空き地が目立った西側一帯は、新たに屋敷割されて上級武家屋敷や与力屋敷になっている。このうちJ6-A1～A3の加藤内膳(後、芦田と改姓)は福井藩の最上級家格の高知席を勤めており、『続片聾記(上)』<sup>13)</sup>に本丸の南側は足羽川しかなく防備が手薄であったため、加藤家の初代康寛が2代藩主忠直に願い出て、この場所を屋敷地として拝領したことが記されている。一方、東端にあった小山田多門の屋敷跡(J6-E5)は東光寺になっている。東光寺は寛永元年(1624)に3代藩主となった忠昌が越前転封の際、越後高田から移築させた寺院であり<sup>14)</sup>、後に町名の由来にもなっている。

### 3.3 寛文9年大火以前 (図1-3)

寛文9年(1669)の大火前の屋敷割は図1-3でわかる。万治2年の大火以降、寛文9年の大火前までに⑥区で合筆が2筆、分筆が1筆あるだけで、敷地数は先の万治2年時より1筆減っている。

図1-3は居住者を示す付紙が剥がれている屋敷地が多いが、④区と⑥区がともに1件ずつ屋敷替えしている。④区のJ4-A6は岡部高伯から地方地に替わっている。貞享3年の大法以前に武家屋敷地のなかに地方地が置かれた例は、これまでみてきた城下中心部の大名町や南三ノ丸はもとより城下周辺部の天草町や餌指町においても確認できない<sup>15)</sup>。

### 3.4 貞享2年 (図1-4)

貞享2年(1685)の絵図をみると、⑤区は慶長以来、西側にあった町人地の一部(J5-A2・A4)が武家屋敷地に変わり、⑤区の屋敷割が多少変化している。特に⑤区の町人地の二番町と三番町の間にあった通りも取り除かれている。これに伴い、②～⑥区とも武家屋敷地の占める割合が多くなり、敷地数も103筆に増加している。

寛文9年の大火後～貞享2年の間の屋敷替えは、5区全体で64件ある。やはり武家同士の屋敷替えが中心であるが、⑤区の西側にあった町人地J5-A1の一部とJ5-A4～A5が京新五右衛門や小倉重左衛門など8士に与えられている。さらに寛文9年の大火前までに地方地になった④区のJ4-A6が再び武家屋敷地に戻っている。また、⑥区は西端にあった7筆の武家や与力屋敷(J6-A1～A11)が2筆に合筆し、芦田内匠(J6-A1～A5)と川端御茶屋(J6-A6～A11)になっている。逆に東端のJ6-B10は藩の道具衆の屋敷地が配されている。なお、町名にもなっている小道具方の屋敷地の位置(J6-B10)は江戸後期まで変わっていない。

### 3.5 正徳4年 (図1-5)

既報のように、貞享3年の大法後に城ノ橋の北側や東側の武家屋敷地はすべて地方地に一変し、南北方向の通り6筋が取り除かれている。これに対して、西側の屋敷地は屋敷割や通りは貞享2年時とほとんど変わっていない。この状況は正徳4年(1714)の図1-5でも確認できる。但し、④区で合筆が1筆、⑥区で分筆が1筆あり、敷地数は貞享2年時より1筆減少している。

貞享2年～正徳4年の間の屋敷替えは68件あるが、④区のJ4-A3とJ4-A5の2筆が町人地に、J4-B6・B7が地方地に替わっただけで、それ以外はすべて武家同士の屋敷替えである。前述のように、城ノ橋の東側はこの時期、武家屋敷地の大半が地方地に替わっている。しかし、西側の②～⑥区にある武家屋敷地は、貞享3年の大法後も変わらず同じ位置に存続している。

### 3.6 安永4年 (図1-6)

安永4年(1775)の②～⑥区の西側の敷地数は106筆で、正徳4年時より4筆増えている。これは正徳4年までに4筆(⑤区で1筆・⑥区で3筆)が分筆した結果である。

図1-6も寛文9年の図1-3同様、居住者を示す付紙が剥がれている屋敷地が多い。居住者が判るものでは、②区のJ2-A1が中野治五右衛門から山田源五左衛門になるなど、②区で6件の屋敷替えがみられる。③区は11筆中9筆の付紙が剥がれているが、J3-B3の杉田小平次が濱田新兵衛になるなど3件で居住者が替わっている。

それ以外は、④区は3筆、⑤区は10筆、⑥区は7筆の居住者が特定できないが、④区のJ4-A1が堀源三郎から吉田伊兵衛に、⑤区のJ5-B3が志村仙介から木滑利右衛門に替わるなど④区で14件、⑤区で8件、⑥区で18件の屋敷替えが確認できる。

### 3.7 文化8年（図1-7）

図1-7で文化8年(1811)の屋敷割は安永4年とほぼ同じであるが、西側の屋敷地は安永4年～文化8年の間は分筆が多く、敷地数は113筆に増加している。

安永4年以降、②区の屋敷替えは9件あり、J2-A3が中村市右衛門から岡嶋家になったのをはじめ、J2-A7が石原拾郎から奈良家になるなど武家同士の変化がほとんどである。④区も同様に、武家同士の屋敷替えがほとんどであるが、林(J4-A2)と水戸(J4-A4)ら4家を除く13筆の居住者が替わっている。それ以外の区画もやはり安永4年以降、居住者が替わった屋敷地が多い。

### 3.8 慶応年間（図1-8）

文化8年以降、慶応年間(1865～67)までは屋敷割に変化はなく、③区と⑤区で合筆が2例ずつ、⑥区で分筆が1例あるだけである。

慶応までの屋敷替えは②～⑥区で11件みられるが、いずれも武家同士のものである。例えば、③区は西側のJ3-A2が久保家から大崎七太夫に替わったほか、東端のJ3-B7が再び合筆して飯田主税になっている。この他、④区のJ4-A1～A3の3筆が山田嘉平や竹沢真吉ら3士に替わり、⑤区のJ5-B2とJ5-B3がそれぞれ寺沢勘ノ助と岡田弥一郎になっている。一方、慶長以来、⑤区のJ5-A1にある町人地と貞享2年以降に町人地に変わった④区の3筆(J4-A3・A5とJ4-B10)は、慶応まで町人地のまま存続している。また、寛永期の忠昌入部時に⑥区の東端のJ6-E5に置かれた東光寺は、幕末までその位置は変わっていない。

## 4. 武家屋敷地の変遷

これまで述べてきた慶長18年～慶応までの城ノ橋の西側における武家屋敷地(②～⑥区)の合筆と分筆、屋敷替えおよび空き地の件数を時代ごとに示したものが表2である。

### 4.1 屋敷割

慶長18年以前の城ノ橋の西側における武家屋敷地は118筆で、区画別にみると、南端の⑥区が49筆で最も多く、次いで④区の26筆で、最小は⑤区の12筆であった。ところが、⑥区の西側一帯の屋敷地は空き地が20筆と多く、西端は河原や沼が広がっていた。

その後、万治2年の大火までに慶長期の河原や沼が改修されて屋敷割が多少変化しているが、⑤区以外で敷地数が減って100筆になる。特に③区と⑥区で合筆が多く、両区とも合筆して広くなった屋敷地は上級や中級武家屋敷になっている。

寛文9年の大火後～貞享2年の間に⑤区の西側にあった町人地の一部が武家屋敷地になった結果、武家屋敷地が増えて103筆になっている。その後は慶応までに合筆と分筆を繰り返しながら、慶応年間には113筆になっている。

表2 各時代の屋敷割と屋敷替え、空き地の件数

単位：筆

区画	年代		慶長18年 (1613)	万治2年 (1659)	寛文年間 (1661~72)	貞享2年 (1685)	正徳4年 (1714)	安永4年 (1775)	文化8年 (1811)	慶応年間 (1865~67)
	屋敷地数									
②	屋敷割	合筆		3	0	0	0	0	0	0
		分筆		3	0	0	0	0	0	0
	屋敷地数		13	12	12	12	12	12	12	12
	屋敷替え			12	0	8	9	6	9	0
	変化なし			0	12	4	1	3	3	11
空き地		0	0	0	0	2	3	0	0	
③	屋敷割	合筆		4	0	0	0	0	0	1
		分筆		0	0	0	0	0	3	0
	屋敷地数		18	11	11	11	11	11	14	13
	屋敷替え			11	0	6	6	3	3	2
	変化なし			0	8	5	3	0	0	11
空き地		0	0	3	0	0	8	11	0	
④	屋敷割	合筆		3	0	0	1	0	1	0
		分筆		0	0	0	0	0	0	0
	屋敷地数		26	23	23	23	21	21	23	23
	屋敷替え			20	1	14	14	14	13	3
	変化なし			0	18	7	5	2	4	18
空き地		2	3	4	1	0	5	3	1	
⑤	屋敷割	合筆		0	0	0	0	0	0	1
		分筆		1	0	5	0	1	2	0
	屋敷地数		12	13	13	21	21	22	24	23
	屋敷替え			13	0	16	13	8	4	2
	変化なし			0	11	3	8	3	5	19
空き地		1	0	2	1	0	11	2	1	
⑥	屋敷割	合筆		7	2	3	0	0	1	0
		分筆		1	1	2	1	3	1	1
	屋敷地数		49	41	40	36	37	40	40	42
	屋敷替え			38	1	20	22	18	20	4
	変化なし			2	30	11	15	14	11	36
空き地		21	2	9	5	0	8	9	1	
屋敷数 合計			118	100	99	103	102	106	113	113
増減				-18	-1	4	-1	4	7	0

\*1: 付紙が剥がれた屋敷地は空き地を含む

\*2: 付紙が剥がれた屋敷地からの変化は空き地を含めた

## 4.2 屋敷替え

屋敷替えは、江戸時代を通して頻繁に行なわれている。特に慶長18年～万治2年の大火前の間が94件あって最多である。これは万治2年の絵図にみられる④区の栃谷(屋)半右衛門(J4-B8)や⑥区の糟谷傳右衛門(J6-B1)らは寛永元年に忠昌が3代藩主になった際、忠昌とともに越後高田から福井へ移住している。さらに⑥区の東光寺(J6-E5)も同様に、忠昌が越後高田から移築させた寺院である。一方、⑤区の鯨九郎右衛門(J5-B4)や⑥区の須崎三郎右衛門(J6-C1)は忠昌が越前入国後に召し抱えられた家臣である<sup>16)</sup>。したがって、城ノ橋の西側の武家屋敷地は寛永期に大規模な屋敷替えがあったと判断できる。

その後、屋敷替えは寛文9年の大火後～貞享2年にかけて⑤区にあった町人地の一部が武家屋敷地になるものや、逆に正徳4年以降に④区の武家屋敷地が町人地になる例もある。それ以降は貞享2年～正徳4年の一時期、④区に地方地が1筆存在している。但し、地方地は安永4年までに再び武家屋敷地に戻っている。それ以外は、幕末までの各時期に屋敷地の半数近くの屋敷替えが行なわれているが、これらはすべて武家同士の屋敷替えである。

## 5. おわりに

以上のように、城ノ橋の西側は慶長期に柴田時代からの町人地を残して屋敷割され、町人地の一部が幕末まで存続していること、慶長18年以降、区画の南西端に出丸としての役割を兼ねた上級武家の屋敷地が配されたこと、万治2年の大火前までに屋敷割された状態のまま、幕末まで踏襲していること、屋敷替えは寛永元年の忠昌の入部直後が特に激しかったこと、江戸時代を通して大部分の屋敷地が武家屋敷であったことなどが指摘できる。

これに対して、前稿で報告した城ノ橋の北側や東側の屋敷地は、貞享3年の大法と享保6年以降の松岡藩士の移入の2度大きな変化が認められる。そして、貞享3年～享保6年の間に、武家屋敷地の大半が地方地に替わったことも他に類例はない。したがって、城ノ橋の西側と東側の屋敷地では大きな違いが窺える。

ところで、城ノ橋一帯の武家屋敷地は藩の動向によって変動が著しかったと伝えられているが、その状況は北側と東側の屋敷地に限ったことで、西側の屋敷地に関しては江戸時代を通して大きな変化はみられなかったことを今回明らかにした。

### [注]

- 1) 8枚の城下絵図はすべて、松平文庫 松平宗紀所蔵 福井県立図書館保管。
- 2) 伊豆蔵庫喜・吉田純一「城ノ橋地区における武家屋敷地の変遷 その1」日本建築学会北陸支部研究報告集 56号, 2013, 投稿中
- 3) 矢守一彦『城下町のかたち』筑摩書房, p33, 1988
- 4) 貞享3年に福井藩は25万石に半知されている。その際、1000人余の藩士が禄を失い、福井城下の武家屋敷地の多くは空き地となっている。
- 5) 享保6年(1721)12月、松岡藩主昌平が宗昌と改名して福井藩を相続し9代藩主となった。その結果、福井藩は松岡藩5万石を併合して30万石となり、松岡藩士も昌平とともに福井城下へ移り住んでいる。
- 6) 前掲3と同じ
- 7) 下中邦彦編『福井県の地名』平凡社, p251, 1981
- 8) 江戸時代の区割は、通りに面する両側を基準に区割されるのが通例であるが、今回は筆者の便宜上、現代の区割の方法(通りと通りの間の区画)で整理した。
- 9) 図2の屋敷地の境界線は慶長18年以前の『北之庄城郭図』の屋敷割をもとに書き起こしているが、坪数に関しては絵図に記されている「表・ウラ」の間数で算定している。
- 10) 前掲7と同じ
- 11) 鷹匠衆と餌指衆の屋敷替えに関しては、拙稿「鷹匠町における武家屋敷地の変遷」日本建築学会北陸支部研究報告集54号, pp541-544, 2011.7ならびに「餌刺町と竹ノ鼻における武家屋敷地の変遷」同55号, pp557-560, 2012.7で詳しく報告している。
- 12) 前掲7と同じ
- 13) 福井県立図書館 福井県郷土誌懇談会共編『続片叢記(上)』福井県立図書館, pp. 505-507, 1955.3 加藤宋月の項に「先四方へ堤を築置四五年之間度々之出水に砂壤流し込余程溜候節、土砂を為持屋敷にいたし候由、(中略)此所を屋敷に取立被申は、第一愛宕山より見渡に御城之側此方漸く二側斗に而以之外薄く相見へ、其上上方より寄来る勢ははる大橋へ廻る者は有間敷候、川を渡り真直に可参事に候、然は出丸なくては不叶所也とて取立申」とある。
- 14) 福井県立図書館 福井県郷土誌懇談会共編『国事叢記(上)』福井県立図書館 福井県郷土誌懇談会共刊, p109, 1961.3, 高田より東光寺を移建するの項 参照
- 15) 伊豆蔵庫喜・吉田純一「福井城下の武家地の研究8~21」日本建築学会大会梗概集F-2(2010~2012), 同北陸支部研究報告集(50号~55号), 福井工業大学研究紀要(37号~42号), 2007-2012 参照
- 16) 松平文庫 松平宗紀所蔵 福井県立図書館保管、『諸士先祖之記(妙)』および『源秀康公御家中給帳』、『伊豫守忠昌公御代給帳』などを参考にしている。いずれの史料とも『福井市史 資料編4 近世二』福井市, pp. 184-399 所収, 1993.3

(平成25年3月31日受理)